創業をお考えの皆様へ

創業支援ハンドブック

得意なこと、やりたいこと
一生できる仕事をもちたい

美濃加茂市

目次

1．創業準備度チェック ・・・・・・・・・　Ｐ４～

2．事業計画について ・・・・・・・・・・　Ｐ６～

3．創業に関する基礎知識 ・・・・・　P15～

4．支援体制のご案内 ・・・・・・・・・　Ｐ20～

5．各種支援制度のご案内 ・・・・　Ｐ21～

はじめに

このハンドブックは、美濃加茂市で新たに事業を始めようとする方のために、必要となる手順や予備知識を簡単にまとめたものです。

情熱とアイデアに溢れた皆さんが、このハンドブックを手に様々な課題をクリアし、夢を実現し、大きく成長されることを願って作成いたしました。

美濃加茂市は、皆さんの熱い思いを応援します！

１.創業準備度チェック

●次の項目についてＹＥＳかＮＯのチェックをしてください

動機についてのチェック				
Ｑ１.	創業の動機は明確ですか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ２.	この事業を選んだ理由は明確ですか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ３.	創業する時期は今が適当ですか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
創業する事業についての				
Ｑ４.	この事業を通してやりたいことはありますか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ５.	業種の特徴を説明できますか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ６.	セールスポイントはありますか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
顧客や受注先、及び従業員についてのチェック				
Ｑ７.	顧客層は明確ですか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ８.	受注先、仕入先の人脈・信用はありますか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ９.	事業に必要な人材は確保できますか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
経験や知識についてのチェック				
Ｑ１０.	十分な経験がありますか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ１１.	経営ノウハウ（知識・技術）は習得できていますか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ１２.	マーケティング（どんな商品、サービスをいくらでどうやって販売したいのかの仕組）を十分に検討しましたか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
事業計画についてのチェック				
Ｑ１３.	売上高や利益などの予測はしましたか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ１４.	必要資金を資産しましたか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ
Ｑ１５.	「事業計画書」としてまとめてみましたか？	ＹＥＳ	・	ＮＯ

●診断結果（ＹＥＳの項目の数を合してください）

- １１～１５　創業の準備は万全です
- ６～１０　もう少し準備してください
- ０～５　まだまだ準備が必要です

ＮＯの項目について
はじっくり検討して
みましょう

→ＮＯの項目は、あなたがこれから創業に向けてクリアしなければならない内容です。
下の表にまとめてみましょう。

2.事業計画について

① 事業計画書とは？

事業計画とは、自分の夢（創業）を実現するための《具体的な行動》を明確にしたものです。
頭の中に描いている創業のイメージは、『事業計画書』として文字や数字で書面にまとめることによってさらに明確になります。
しっかりと調査・分析をした上で作成された事業計画書は、自分自身にとっては事業への理解を深める大きな武器となり、社内外の関係者からは理解と協力を集める強力なツールとなります。
事業計画書を作成するにあたり、まずは、次の図で自分の創業のイメージを固めましょう。

オーナー（あなたです！）		
経営資源	クオリティ（質）	数（量）
ヒト	資格・能力・経験	適正人数
カネ	カネの質（資金の入手源泉）	資金量
モノ	モノの質（購入・リース・レンタル等）	保有台数

- オーナー及び経営者について
  - オーナーは自分だけですか？共同出資者はいますか？
  - 経営者は自分だけですか？共同経営者はいますか？
- ヒトについて
  - パートナー又は片腕はいますか？
  - 社員にはどのような人材が何人必要ですか？
  - パート。派遣社員の活用は可能ですか？
- カネについて
  - 最初にかかる設備資金はどのくらい必要ですか？
  - 毎月かかる運転資金はどのくらい必要ですか？
  - 自己資金はどのくらいありますか？
  - 親・兄弟など身内からの援助はありますか？
  - 金融機関から借入できる金額はいくらですか？
- モノについて
  - 店舗（事務所・工場等）は必要ですか？
  - 店舗の改装はどのようにしますか？
  - どのくらいの設備が必要ですか？

以上の内容について、イメージしたものを文字や数字にまとめたものが、『事業計画書』です。
事業計画書はつぎの４つの構成で作成します。

1. 事業構想
2. 具体的な事業の内容
3. 創業時の資金計画表
4. 損益計画表

→では次にページから、４つの構成ごとに実際に作成してみましょう！

② 事業構想について

次のページの記入例を参考にして、実際に記入してみましょう。

の事業計画書	１．事業構想
①創業の動機	
②事業の概要	
③市場の環境	
④事業の将来目標	
⑤事業の課題	

＜記入例＞

パン屋の開業を目指す、美濃加茂太郎さんの場合

美濃加茂　太郎　の事業計画書	１．事業構想
①創業の動機	
・みんなにおいしくて健康に良いパンを食べてほしい	
・㈱ＡＢＣパン店に８年間勤務した経験を活かして、自分の店を持ちたい。	
②事業の概要	
・平成２８年の操業を目標に、メロンパンとカレーパンに特化したパン専門店を目指す。	
・メロンパンとカレーパンの２種類しかないが、いろいろなバリエーションにする。	
③市場の環境	
・パン屋は飽和状態であり、かなりの数の競合店があるが、メロンパンとカレーパンに特化した専門店はあまりない。	
日本人にはメロンパンとカレーパンは比較的好きだというひとが多いので、かなりの顧客ニーズが見込まれる。	
④事業の将来目標	
・車によるパンの移動販売、インターネットによる販売等、販売拡大を目指す	
・「メロンパンとカレーパンを語る会」を開催し、パンの良さを広めたい	
⑤事業の課題	
・パンを焼く機械の購入資金がない	
・経営者としてやっていけるか不安である	

③ 具体的な事業内容について

次のページの記入例を参考にして、実際に記入してみましょう。

の事業計画書	２．具体的な事業内容
①事業の内容	
②事業の特色（セールスポイント）	
③販売計画	
④仕入れ計画	
⑤設備計画	
⑥要員計画	

＜記入例＞

パン屋の開業を目指す、美濃加茂太郎さんの場合

美濃加茂太郎の事業計画書	２．具体的な事業内容
①事業の内容	
・様々なトッピングがあるメロンパンとカレーパンに特化した専門店を創業する	
・メロンパンは健康に配慮した、よもぎやゴーヤなど、カレーパンはインド風、激辛、薬膳などのバリエーションを揃える	
②事業の特色（セールスポイント）	
・メロンパンとカレーパンの様々な種類を提供するとともに、添加物のない天然酵母をつかったパン生地であることを	
アピールする	
③販売計画	
・販売のターゲットは、10代の学生から30代のＯＬやサラリーマンまどとして、昼食やおやつになるメニューを考える。	
・客単価は500円程度に抑える	
④仕入れ計画	
・パン生地に天然酵母を使用するので、原価は50％程度となっても仕方がない	
・パン生地の仕入先は、知り合いにあてがある	
⑤設備計画	
店舗：販売ターゲットの客層から、駅付近。厨房8坪、店内7坪で15坪、家賃20万/月、保証金100万程度	
機械・改装費：機械は中古で500万程度のものを購入。内装は明るく清潔感を重視する。	
⑥要員計画	
・妻の美濃加茂花子が片腕として、経理、総務面をサポートしてくれる	
・販売や営業は全員パートスタッフで運営する	

④ 資金計画について

創業にあたって、資金がいくら必要で、それをどう調整するか検討することを「資金計画」といいます。創業のために必要となる資金とその調達方法について、次ページの記入例を参考にして、実際に記入してみましょう。

単位（万円）

必要な資金			金額	調達の方法	金額
設備資金	1	店舗（工場）など （内訳）		自己資金 （内訳）	
	2	店舗（工場）など （内訳）		その他（親・兄弟etc）からの借入額 （内訳・返済方法）	
運転資金		開業に必要な商品の仕入れ代金・経費の支払資金など		金融機関からの借入金 （内訳・返済方法）	
合計				合計	

＜記入例＞

パン屋の開業を目指す、美濃加茂太郎さんの場合

単位（万円）

必要な資金			金額	調達の方法	金額
設備資金	1	店舗（工場）など （内訳） 店舗の保証金 （契約書のとおり） 内装工事費 （AB社見積りのとおり）	 １００ １００	自己資金 （内訳） 預貯金	６００
	2	店舗（工場）など （内訳） 機械装置（中古） （CD社見積りのとおり） 器具備品 （EF社見積りのとおり）	 ５００ ２００	その他（親・兄弟etc）からの借入額 （内訳・返済方法） 父親 （当面返済猶予）	２００
運転資金		開業に必要な商品の仕入れ代金・経費の支払資金など	３００	金融機関からの借入金 （内訳・返済方法） 日本政策金融公庫	６００
合計			１，４００	合計	１，４００

各合計は必ず一致させてください

④ 損益計画書について

「これから始める事業はどれくらいの利益がでるのか？」という点について、見込をたてることを「損益計画」といいます。見込をたてる際は、「経営環境」、「業界事情」、「設備能力」、「価格推移」などを加味した上で、総合的に検討することが大切です。
ひと月あたりの損益について、次ページの記入例を参考にして、実際に記入してみましょう

単位（万円）

		創業当初		メモ
		当初	3年後	
売上高①				売上予測高
売上原価②				原価率で概算計算
売上総利益③（①－②）				
経費	人件費			
	家賃			
	減価償却費⑥			
	○○費			その事業で重要な経費
	その他			
経費合計④				
利益⑤（③－④）				

利益⑤			
減価償却費⑥			
返済可能額⑦（⑤+⑥）			

ここを比較！

借入金返済額⑧			

POINT 1

個人事業の場合、事業主の給与は経費になりません
したがって、利益⑤からねん出することになりますので、返済可能額⑦はそれを考慮して検討してください。返済可能額⑦より借入金返済額⑧が少なくなることが大切です。

POINT 2

減価償却費とは、機械や備品等の資産価値が目減りすることをいいます。これは、現金の支出が少ない経費ですので、借入金返済のための財源となります。

借入金の返済財源 ＝ 減価償却費 ＋ 当期純利益

＜記入例＞

パン屋の開業を目指す、美濃加茂太郎さんの場合

単位（万円）

		創業当初		メモ
		当初	3年後	
売上高①		２５０	３５０	売上予測高
売上原価②		１２５	１７５	原価率で概算計算
売上総利益③（①－②）		１２５	１７５	
経費	人件費	５５	７７	
	家賃	２０	２８	
	減価償却費⑥	６	６	
	○○費	１	１	その事業で重要な経費
	その他	１８	２５	
経費合計④		１００	１３７	
利益⑤（③－④）		２５	３８	

利益⑤	２５	３８	
減価償却費⑥	６	６	
返済可能額⑦（⑤+⑥）	３１	４４	

ここを比較！

借入金返済額⑧	１０	１０	

３.創業に関する基礎知識

① 売上目標の設定について

創業にあたって、従業員の給料や家賃、借入金の返済資金などを考慮して、採算の取れる売上高を把握しておくことはとても大切です。
必要売上高の算出手順は、次のとおりです。

1. 目標利益を決める
   - 目標利益は、個人の場合、その中から事業主の生活費をねん出するものです。ここでは、あなたがこの事業で最低いくら欲しいかを決めてください。

2. 必要な経費を見積る
   - 人権費、家賃、その他の事業で重要な経費等、必要な諸経費を見積ります。その他の経費は、人件費、家賃、その他事業で重要な経費、減価償却費を除いた一切の営業経費を具体的に算出します。

3. 予想粗利益率を見積る
   - 創業当初が概算で、粗利益率（売上総利益率）を予測してください。

売上総利益率（%）＝ 売上純利益 ÷ 売上高 × １００

4. 必要売上高の算出をする
   - 必要売上高は「見積った経費の合計と目標利益」を予測した売上総利益率で割った数値で求められます。

必要売上高 ＝ （見積り経費合計 ＋ 目標利益） ÷ 売上総利益率

＜参考例＞

パン屋の開業を目指す、美濃加茂太郎さんの場合

売上総利益率（%）＝ （２５０－１２５） ÷ ２５０ × １００＝５０%
必要売上高＝（１００＋２５）÷５０%＝２５０万円

② 事業形態について

「個人事業として創業するか？それとも法人を設立して創業するか？」という点については、もう決めましたでしょうか？
様々は面において、それぞれ違いがあります。
次の一覧表を参考に比較をしてみてください。

項目	個人	法人（株式会社）
手続きと費用	比較的簡単で費用もあまりかからない	会社設立登記手続きに手間と費用がかかる
事業の内容	原則として、どんな事業でもよく、変更は自由で	事業内容は定款に記載し、その変更には定款の変更登記手続きが必要
社会的信用	一般的に、法人に比べてやや劣る	一般的に、信用力に優れ、大きな取引や金融機関からの借入、従業員の募集などの面では有利
経理事務	会計帳簿や決算書類の作成が簡易	会計帳簿や決算書類の作成が複雑
事業に対する責任	（無限責任） 事業の成果はすべて個人のものとなるが、事業に万一のことがあると、個人を全財産をもって弁済しなければならない	（有限責任） 会社と個人の財産は区別されており、会社を整理するときには、出資分を限度に責任を負う。ただし、代表者等は取引に際し連帯保証をするケースが多く、この場合は保証責任を負うことになる
税金	事業規模が小さいうちは、法人とあまり差はない	事業規模が大きくなると、節税効果が高まる。ただし、前年の売上が赤字の場合であっても、翌年に法人市民税が課税される
社会保険	事業主は、政府管掌の健康保険にも厚生年金にも加入できない。国民健康保険、国民年金に加入することになる	役員も会社が加入すれば政府管掌の健康保険にも厚生年金にも加入できる
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となる	経営者の給与は、役員報酬として経費になる

③ 許認可手続きについて

一定の衛生水準や技術水準などを確保するため、法令によって許可、認可、登録、指定、届出及び認証を必要とする事業が多くあります。

たとえば、飲食店の場合は保険所の許可が必要ですし、酒類販売業では税務署の免許が必要です。

あなたが創業しようとする業種について、許認可が必要かどうか調べる必要があります。

許認可が必要かどうかわからないときは、関係窓口までお問い合わせください。

次の一覧に、主な受付窓口と許認可営業をまとめましたので、参考にしてください。

保健所	警察署	県庁およびその他官庁
• 飲食店営業 • 菓子製造業 • 食肉販売業 • 魚介類販売業 • 旅館業 • 理容業 • クリーニング業 • 医薬品等の販売業 など	• 麻雀店 • 古物商 • 警備業 • 指定自動車教習所 など	• 酒類販売業 • 各種学校 • 旅館業 • 宅地建物取引業 • 建設業 • 運送業 • 人材派遣業 • 自動車整備業 • ガソリンスタンド など

④ 各種届出について

創業時に必要な届出書類には、税務関係と社会保険関係とがあります。
おもな届出、内容については、次の一覧を参考にしてください。

	届出先	種類		提出期限・留意点など
税務関係	税務署	個人	①開業届出書	・事業を開始した日から１カ月以内
			②青色申告承認申請書 （青色申告したいとき）	・事業を開始した日から２カ月以内
			③給与支払事務所等	・給与支払事業所等を設けた日から１カ月以内
		法人	①法人設立届出	・法人の設立から２カ月以内 ・定款等の写しや登記簿謄本などの定められた種類に添付が必要
			②給与支払事務所等の開設届出	・給与支払事務所等を設けた日から１カ月以内
			③たな卸資産の評価方法の届出書	・確定申告の提出期限まで
			④減価償却資産の償却方法の届出書	・確定申告の提出期限まで
			⑤青色申告承認申請書 （青色申告したいとき）	・設立３カ月を経過した日と最少の事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日
	市役所税務課		①法人設立（開設）申告書	・届出は速やかに
社会保険関係	年金事務所	**健康保険、厚生年金保険** ①新規適用届 ②被保険者資格取得届 ③被保険者異動届 ④＜法人の場合＞ 履歴書事項全部証明書または登記簿謄本 ＜個人の場合＞ 事業主の世帯全員の住民票		・法人の事業所はすべて加入 ・個人の場合 →従業員5人以上はすべて加入 （サービス業の一部等については任意加入） →従業員5人未満は任意加入 ・届出は速やかに
	公共職業安定所 （ハローワーク）	**雇用保険** ①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届		・個人、法人とも従業員を雇用するとき適用事業所となる ・①は開設後10日以内に、②は雇用した翌日10日までに提出
	労働基準監督署	**労災保険** ①保険関係成立届 ②適用事業報告		・適用事務所は雇用保険と同じ ・事業開始から10日以内に届出 ・従業員を10人以上雇用する場合は、就業規則届の届出も必要

⑤ 確定申告について

事業を始めたら、毎年確定申告をしなければなりません。
確定申告の書類には、白色申告と青色申告があります。

白色申告とは

→経費を大まかに計算するだけで申告ができる方法です。

青色申告とは

→取引を細かく記録しなければなりませんが、控除額が多くなる方法です。

白色申告は、経理の経験がない方でも比較的簡単に書類が作成でき、事務負担が少ない方法ですので、事業収入が少ない個人事業者や、事務処理にあまり時間を割けない方に向いているといえます。

青色申告は、白色申告に比べて事務負担は多い方法ですが、その分、白色申告にはない事業所得の控除が受けられたり、赤字が３年間繰り越して収入から差し引くことができるなどの特典がありますので、事業収入が10万円以上あり、経理に自信がある方や経理に専従する方を雇うことができる方は、青色申告をしたほうが得策であるといえます。

主な違いは、次の一覧表を参考にしてください。

	白色申告	青色申告	
事前の届出	不要	必要	
特別控除	なし	１０万	６５万
帳簿義務	なし （収入300万円以下）	簡易簿記	複式簿記
決算書の作成	なし （収支内訳書を作成）	貸借対照表・損益計算書	
		一部記入でも可	すべて記入が原則
専従者給与 （家族従業員への支払）	配偶者　86万まで それ以外　50万まで	妥当であれば、金額の制限なし （一定の源泉徴収が必要　専従者の届出が必要）	
赤字処理の特例	なし	３年間まで繰越し可	
減価償却の特例	なし	300万円まで一括処理可	

４.支援体制のご案内

美濃加茂市、商工会議所、金融機関、支援事業者が連携して、
創業前から創業後経営が軌道に乗るまで支援します！！

＜支援イメージ図＞

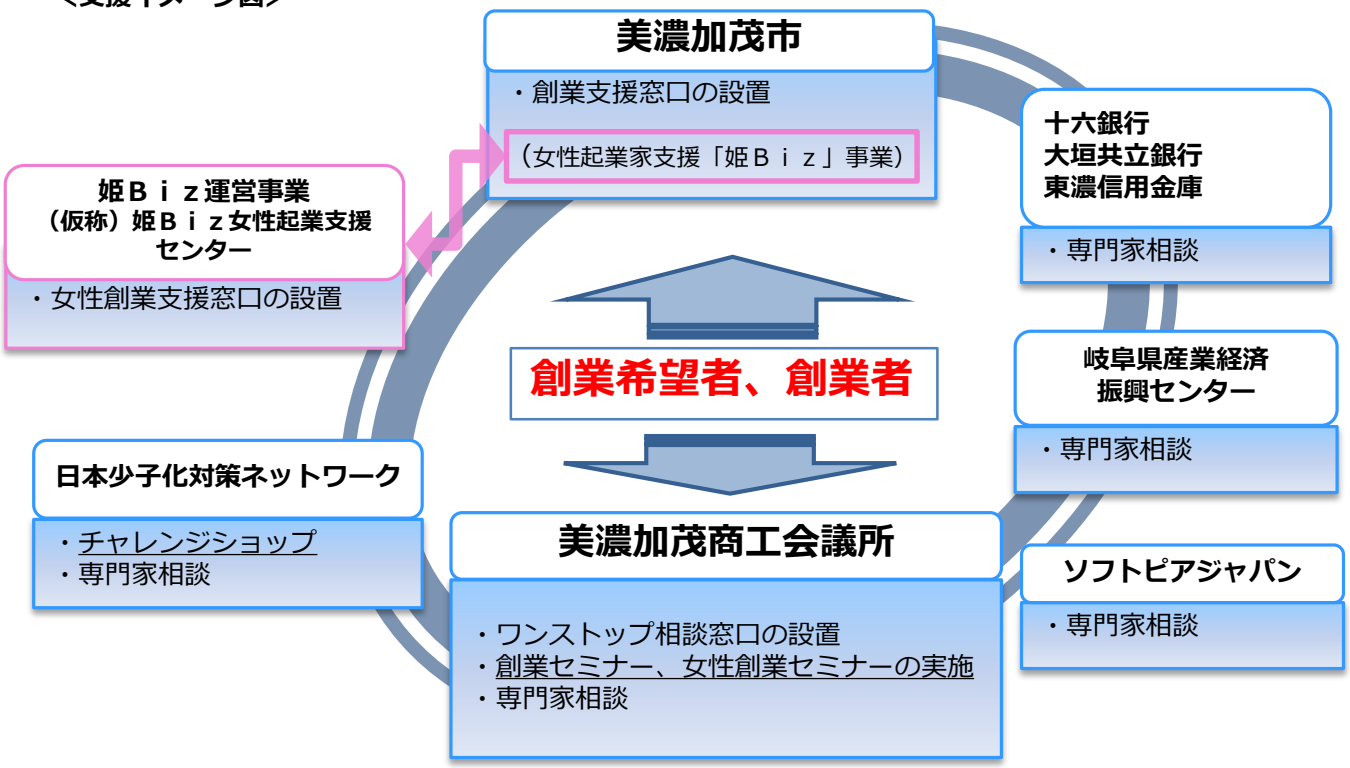

＜各機関の主な支援＞

美濃加茂市役所	各種融資、利子補給、保証料補給等の制度を実施し、市内事業者の経営負担の軽減を支援します。また、各種支援制度や手続きについてご案内します。
美濃加茂商工会議所	事業計画、経営戦略などについて、専門家である経営指導員が支援をします。また、経営者のスキルアップ、創業セミナー女性創業セミナーを開催します。
金融機関	各種融資のご相談・受付窓口であり、実施機関です。創業者のニーズに即した融資制度をご紹介します。
姫Biz運営事業	中山道を利用して女性向けの事業展開を計画される創業者を支援します。
日本少子化対策ネットワーク	女性創業セミナー、女性向け経営戦略などを支援します。創業を目指す個人（飲食・物販・サロン等）を対象に一定期間チャレンジショップにて経営ノウハウの習得することができます。
岐阜県産業経済振興センター	民間企業においての経営及び技術経験豊富な指導員による相談、各種助成・融資相談を受けることができます。
ソフトピアジャパン	IT経営応援隊によるIT相談、助成金・融資相談を受けることができます。

５.各種支援制度のご案内

① 産業競争力強化法に基づく創業支援事業について

平成27年５月より、国の認定を受け美濃加茂市役所、美濃加茂商工会議所、（一社） 日本少子化対策ネットワーク、金融機関が連携を強化して、美濃加茂市内で創業する方を支援する新たな事業をスタートします。

＜相談窓口を開設します＞

美濃加茂市役所、美濃加茂商工会議所、金融機関の連携により、新規開業をする方のための相談窓口を開設します。

開業後も安定して事業を継続していくためには、開業前の準備が非常に大切です。

これから事業を始める方、いつか何かをやってみたい方、開業後間もない方など、どなたでもお気軽にご相談ください。

また、平成２８年６月から（公財）岐阜県産業経済振興センターの岐阜県よろず支援拠点との連携によるビジネス相談窓口を毎週金曜日の午後１時から午後５時まで、姫Biz事務局（なりわいの巣）内で開設をしています。

＊相談窓口：美濃加茂市産業振興課 0574-25-2111（内線261）
姫Biz事務局（なりわいの巣）0574-57-9331

＊ワンストップ相談窓口：美濃加茂商工会議所 0574-24-0123

開設時間：	平日の 午前８時30分 から 午後５時15分 まで（祝日、年末年始を除く）
内　　容：	各種融資制度や補助金制度等のご紹介や、ご相談の内容に応じた専門の支援機関等をご案内します

「特定創業支援事業」

＜起業セミナーを開催します＞ 美濃加茂商工会議所

このセミナーは、経営者として必要となる知識や技術を身につけることを目的として実施しますが、初歩的な内容からはじめますので、どなたでも受講していただけます。

また、規定にセミナー全てを受講すると、経営者としてのスキルアップが図れるだけでなく、優遇策が受けられます。

＜チャレンジショップ＞ （一社） 日本少子化対策ネットワーク

週2回、１ヶ月以上チャレンジショップに出店し、経営・財務・人材育成・販路拡大の4つの知識が身につけるため、専門家によるフォローを4回以上受けた創業希望者を「特定創業支援事業」を受けた者として優遇策が受けられます。

特定創業支援事業による優遇措置

- 株式会社を設立する際の登録免許税が軽減されます
  資本金の0.7%が0.3%に軽減（最低税額15万円が7.5万円に減額）
- 通常は開業の１カ月前からしか利用いただけない融資が、６カ月前から利用可能
- 通常は限度額1,000万円までの融資が、1,500万円まで利用可能

ただし、「特定創業支援を受けた証明書」が必要となります。
以下の手順で証明書の発行を受け、商業登記や融資のお申込みの際に必ずご提示ください

ご利用手順

＜お申込み＞

＜セミナーの受講＞

① 美濃加茂商工会議所にてご利用者情報を登録してください

② セミナーの開講情報について、関係機関のホームページや広報誌、または関係機関の窓口に設置してあるチラシにてご確認ください。

③ 美濃加茂商工会議所にセミナー受講のお申込みをしてください

④ セミナーは、約１カ月にわたり週１回のペースで合計４回行いますので、全て受講し、美濃加茂商工会議所より「受講修了証」を受けてください

＜証明書の発行申請＞

⑤ 美濃加茂市役所産業振興課へ受講修了証を提示し、証明書の発行を申請してください

⑥ 後日、郵送にて証明書をお送りいたします。

※美濃加茂市外に住民登録がある方や、美濃加茂市外で事業を開始する方は、対象外となる場合があります。

詳しくは、美濃加茂市産業振興課商工振興係（0574-25-2111）までお問い合わせください

② 美濃加茂市の融資制度について

＜美濃加茂市小口融資制度＞

中小企業者の経営安定と融資の迅速化を図るための融資制度です。

- 融資対象者
  - ・市内に店舗、工場または事業所があり、常時の従業員が20人以下の法人または個人で市内に1年以上引き続き同一事業を営む者
  - ・中小企業信用保険法施行令第一条に規定する業種を営む者
  - ・市税を滞納していない者
- 融資使途　　：事業用の運転資金 ・ 軽易な設備資金
- 融資限度額　：1,250万円
  ※ほかに岐阜県信用保証協会の保証がある場合は、その保証付融資残高を含めて1,250万以内
- 貸付期間　　：96カ月以内
- 信用保証料率：年0.5～2.2%　（保証協会が事案ごとに決定）
- 貸付利率　　：年0.75%　（平成27年4月1日現在）
- 返済方法　　：一括返済または現金均等返済
- 保証人・担保　：原則必要としない

※この融資を利用した人は借入金の償還が契約期限以内に完了した場合、支払保証料金全額を限度として補助する「**小口融資信用保証料補助制度**」と支払利子の一部を補助する「**緊急経済対策小口融資利子補助制度**」が利用できます。

- 取扱金融機関
  大垣共立銀行、十六銀行、東濃信用金庫、岐阜信用金庫、
  関信用金庫、岐阜商工信用組合　の市内各支店

※資格要件を満たしている場合でも、金融機関、県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

問い合わせ先　取扱い金融機関、または産業振興課商工振興係　25-2111（内線262）

＜美濃加茂市中小企業季節短期資金融資制度＞

中小企業者の方の季節的資金需要期に運転資金の供給を円滑にすることによって、中小企業の振興を図ります。

- 融資対象者
  - ・市内で、1年以上同一事業を営んでいる小企業の個人又は法人
  - ・市税を滞納していない者
- 融資使途　　：事業用の運転資金
- 融資限度額　：800万円
- 貸付利率　　：年1.50%（平成27年4月1日）
- 貸付期間　　：6カ月以内
- 返済方法　　：借入金融機関の所定の方法
- 保証人・担保　：原則必要としない
- 取扱金融機関

  大垣共立銀行、十六銀行、東濃信用金庫、岐阜信用金庫、
  関信用金庫、岐阜商工信用組合　の市内各支店

※資格要件を満たしている場合でも、金融機関、県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

問い合わせ先　取扱い金融機関、または産業振興課商工振興係　25-2111（内線262）

③ 岐阜県の融資制度について

<u>＜創業支援資金＞</u>

対象者

・県内での新規開業者（総事業費の２０％以上の自己資金を有する方）
・県内での事業歴が１年未満の方
・事業を営んでいない個人の方で、借入金額と同額以上の自己資金があり、１ヶ月以内に新たに個人で事業を開始する、または２ヶ月以内に会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方

- 融資使途　　：運転資金及び設備資金（土地購入資金のみは対象外）
- 融資限度額　：運転資金：4,000万円（対象者3に該当する方は1,500万円）
  設備資金：10,000万円（対象者3に該当する方は1,500万円）
- 融資利率　：年1.4%

  ※ただし、償還期間が10年を超える場合は、年利1.8%となります
- 信用保証料率：保証協会が事案ごとに決定
  県が全額を負担
- 融資期間　　：運転資金の場合　7年以内（１年以内）
- 　　設備資金の場合　10年以内（１年以内）
- 担保　：原則必要としない
- 取扱金融機関

  大垣共立銀行、十六銀行、東濃信用金庫、岐阜信用金庫、
  関信用金庫、岐阜商工信用組合　の市内各支店

※資格要件を満たしている場合でも、金融機関、県信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

問い合わせ先　取扱い金融機関、または産業振興課商工振興係　25-2111（内線262）

④ 日本政策金融公庫の融資制度について

＜日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業ローン＞

1．新規開業資金（新たに事業を始める方、事業開始後間もない方）

ご利用いただける方	融資金額	返済期間
新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方で、雇用の創出など一定の要件に該当する方	7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内））	運転資金　５年以内 （特に必要な場合は7年以内） 設備資金15年以内 （特に必要な場合は20年以内）

※次のいずれかの要件に該当する方にご利用いただけます

（1）現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方でいずれかに該当する方
　①現在お勤めの企業に継続して６年以上お勤めの方
　②現在お勤めの企業と同じ業種に通算して６年以上お勤めの方
（2）大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して２年以上お勤めの方でその職種と密接に関連した業種の事業を始める方
（3）技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始められる方
（4）雇用の創出を伴う事業を始める方
（5）　（1）～（4）のいずれかの要件を満たして事業を始めた方で、事業開始後おおむね５年以内の方

2．女性、若者/シニア企業家資金（女性または30歳未満から55歳以上の方）

ご利用いただける方	融資金額	返済期間
女性または30歳未満から55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね5年以内の方	7,200万円以内 （うち運転資金4,800万円以内））	運転資金　５年以内 （特に必要な場合は7年以内） 設備資金15年以内 （特に必要な場合は20年以内）

3．新創業融資制度（無担保・無保証人をご希望の方）

ご利用いただける方	融資金額	返済期間
新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告２期を終えていない方	1,500万円以内	運転資金　５年以内 （特に必要な場合は7年以内） 設備資金15年以内

＜注意＞

1．事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない方は「創業時において創業資金総額の3分の1以上の自己資金を確認できること」が必要です。なお、事業に使用される予定のない資金は本要件における自己資金には含みません。
2．ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。
3．ご利用いただけない融資制度もありますので、詳しくは日本政策金融公庫の支店窓口までお問い合わせください。

お使いみち、ご返済期間、担保、保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。
詳しくは、日本政策金融公庫支店窓口までお問い合わせください。

⑤ 市の補助金等の支援事業について

＜中小企業設備資金利子補助制度＞

金融機関等から融資を受けた人で、経営合理化のため、店舗や工場の増改築・改造のための費用や、施設改良や事業に必要不可欠な機械整備、備品の購入資金を借り入れた場合などに、借入金利子の一部を補助する制度です。

- 対象者

１.市内において1年以上同一事業（各種製造業・加工業・物品販売業）を経営し、引き続き1年以上経営する次に該当する事業協同組合・会社もしくは個人。（市内に本店がある事業所が、市外の支店や出張所について設備資金を借入した場合は該当しない）

※各事業の資本金、従業員数のなどの基準

区分	資本金または出資金	従業員数
製造業	３億円以下	300人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

２.市税を滞納していない者

３.次の設備について融資を受けている方

（1）店舗、工場の増改築及び改造
（2）機械及び装置の購入
（3）設備及び備品の購入
（4）政府関係金融機関、県及び普通銀行・信用金庫・信用組合からの設備資金の借入金であること
（5）事業実績報告書を当該年度末（3月31日）までに提出できること

- 提出期限　：毎年、1月1日から12月31日までの借入金利子に対し、翌1月中
- 提出先　　：美濃加茂市役所　産業振興課（西館３Ｆ）

問い合わせ先　産業振興課商工振興係　25-2111（内線262）

＜美濃加茂市小口融資信用保証料補助制度＞

小口融資を利用された方に対し、信用保証協会に支払われた保証料について全額補助する制度を設けています。
中小企業者の方の経営の合理化と施設の改善を促進することによって、中小企業の振興を図ります。

- 対象者

  1.市内に店舗又は事業所を有する商工業者の方で、小口融資により資金を借りられた方
  2.平成14年1月1日以降に岐阜県信用保証協会の小口保証を受け、契約期間内に償還が完了された方
  3.市税を滞納していない方

- 提出期限　：返済金を完納された年の翌年の1月中
- 提出先　　：美濃加茂市役所　産業振興課（西館３Ｆ）
- 補助金額　:信用保証協会への支払保証料を限度とします。

※審査において書類不備や該当要件を満たしていないと判断される場合、申請を受け付けない場合があります。

問い合わせ先　産業振興課商工振興係　25-2111（内線262）

＜美濃加茂市緊急経済対策小口融資利子補助制度＞

厳しい経済環境の中で、事業を営んでみえる中小企業の方を支援するため、市小口融資を利用された方に対し、その支払利子の一部を補助する「緊急経済対策小口融資利子補助制度」を設けています中小企業者の方の経営の安定を図ることによって、中小企業の振興を促進します。

- 対象者

  1.市小口融資により、融資を受けている人
  2.市税を滞納していない方

- 提出期限　：毎年、1月1日から12月31日までの1年間に支払った利子に対して、翌年の1月中
- 提出先　　：美濃加茂市役所　産業振興課（西館３Ｆ）
- 補助金額　:市小口融資により借り入れた資金に係る支払利子のうち、利率0.1%に相当する額以内とします。

※審査において書類不備や該当要件を満たしていないと判断される場合、申請を受け付けない場合があります。

問い合わせ先　産業振興課商工振興係　25-2111（内線262）

＜美濃加茂市事業活性化支援利子補助金制度＞

事業者の経営安定と事業活動の発展のために、市内の小規模事業者やこれから起業を考える方が株式会社日本政策金融公庫の行うマル経融資等を受けた場合に、それらに係る利子の一部を利子補助金として交付する制度です。

- 対象者：平成26年4月1日以降に、株式会社日本政策金融公庫の対象融資制度を利用して資金を借り入れた小規模事業者で、次の要件をすべて満たしている方
  1.市内に事業所等を所有している方。又は、市内で新たに事業所等を設けて創業又は第2創業を行う方
  2.特定非営利活動法人に該当しない者
  3.市税を滞納していない方

- 対象融資制度： 1.経営改善貸付（マル経融資）
  2.国民生活事業の普通貸付及び生活衛生貸付のうち創業又は第2創業に関する融資
- 提出期限　：毎年、1月1日から12月31日までの1年間に支払った利子に対して、翌年の1月中
- 提出先　　：美濃加茂市役所　産業振興課（西館３Ｆ）
- 補助金額　：返済開始から36月を経過するまでの分につき株式会社日本政策金融公庫に支払いを した利子に相当する額を補助します。（年利2.0%以内の額（100円未満切捨）を上限）

問い合わせ先　産業振興課商工振興係　25-2111（内線262）

＜美濃加茂市商店街空き店舗活用事業補助金＞

この制度は、ＪＲ美濃太田駅周辺エリアにおいて、空き店舗を利用して出店する新規出店者に対し、家賃の２分の１（限度額：月１０万円）を１年間補助する制度です。
店舗所有者が事前に登録をしている店舗で、６か月以上空き店舗となっていること。また、対象の業種はサービス業、小売業、飲食業とし、事務所、倉庫、風俗営業関係や政治的及び宗教的活動は対象となりません。
開業される方は、事業開始前に申込書を提出し、事前審査会により決定されます。
事業開始後から１年経過後に、実績報告会を開催し、決定後に１年分の家賃補助が交付されます。

問い合わせ先　　美濃加茂商工会議所　0574-24-0123

＜小規模企業者事業所等整備補助金制度＞

市内業者の振興や活性化のために、市内の小規模企業者や市内で新たに創業される方が、市内の事業所等（店舗や事務所、工場など）の改修や新築を市内施工業者に依頼して行う場合に、予算の範囲内においてその費用の一部に対して補助金を交付する制度です。

➢ 対象者　（次の要件をすべて満たしていることが条件になります）

1.小規模企業者･･･中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に　規定するもの

2.美濃加茂市に住民登録がある（又は住民登録する予定のある）個人や美濃加茂市に法人 設立申告書を提出している（又は提出する予定のある）法人で次のいずれかに該当する者

①．　改修工事を行う事業所等の所有者又は使用者

②．　市内で事業を開始しようとしている者

3.美濃加茂市に住民登録がある（又は住民登録する予定のある）個人や美濃加茂市に法人設立申告書を提出している（又は提出する予定のある）法人で次のすべてに該当する者

①．　美濃加茂市暴力団排除条例第２条第１項第１号から第３号に該当していない者

②．　風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する営業を営んでいない者

③．　日本標準産業分類による中分類９３政治・経済・文化団体及び９４宗教に該当していない者

④．　フランチャイズ・レギュラーチェーンの業態をしていない者

⑤．　市税を滞納していない者

※美濃加茂市に住民登録をする予定のある個人や美濃加茂市に法人設立申告書の提出を予定している法人の申請者は実績報告時に住民登録及び法人設立申告書の提出を完了していなければならない。

➢ 対象工事（次の要件をすべて満たしていることが条件になります）

1.市内の事業所等（店舗・事務所・工場など）の新築、増築、改築、修繕等を行う工事（外構工事を含む）
※空き店舗や専用住宅の一部を事業用に改修する場合も含みます。（事業用部分のみが対象となります。）

2.工事費が３０万円以上（消費税含む）となる工事

3.平成２７年４月１日以降に契約し、平成２８年３月１０日までに申請され交付決定後１０カ月以内に完成する工事。ただし、工事契約後３０日以内かつ着工日の１４日前までに申請された工事
※補助金の交付決定前に着工した工事、または購入した備品は対象となりません。

4.市内に本社を有する法人や市内で事業を営む個人事業者（美濃加茂市に住民登録がある個人）に依頼して行う工事及び備品の購入

➢ 提出期限　：工事契約後30日以内かつ、着工日の14日前までに提出（締切平成28年3月10日）

➢ 提出先　　：美濃加茂市役所　産業振興課（西館３Ｆ）

➢ 補助金額　:新規創業の場合、上限100万円、工事費の2/3相当額

新規創業以外の場合、上限50万円、工事費の1/2相当額

※審査において書類不備や該当要件を満たしていないと判断される場合、申請を受け付けない場合があります。

※対象の適否については、事前に産業振興課までお問い合わせください。

問い合わせ先　　産業振興課商工振興係　25-2111（内線262）

＜平成姫街道事業に伴う起業支援補助金制度 ＞

この制度は、平成姫街道事業に伴い中山道太田宿の活性化を図ることを目的として、中山道太田宿で新たに起業する方に対し、必要な資金の一部を補助します。

指定地域内の空き地や空き店舗等を借り上げて、小売業、飲食店、サービス業その他一般消費者を顧客とする事業又は集客効果を見込む事業を開業する事業に対し、改修費及び家賃が補助対象となります。

	(1) 改 修 費 補 助	(2) 家 賃 補 助
補助対象経費	開業に必要な最小限度の標準店舗改装費（床、天井、壁、照明等の内装工事、給排水設備工事、空調設備工事、電気設備工事をいう。）	借地及び借家等にテナントとして開業する場合の近傍の取引事例に応じた店舗借用自体に係る賃料（保証金、礼金、敷金等の預託金、仲介手数料、その他実費を除く。）
補助金の額	補助対象経費の２/３以内の額 （千円未満の端数は切り捨て）	補助対象経費のうち ３／４（１年目） １／２（２年目） １／４（３年目） （千円未満の端数は切り捨て）
補助金限度額	１件につき１００万円	１０万円／月
補助期間等	１軒につき１回限り	３６か月まで
交付の条件	１　営業日を週４日以上営業すること。 ２　補助事業に係る事業を３年以上継続すること。	

【補助金の対象とならない事業】

1　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する風俗営業に該当する事業
2　政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
3　その他市長が不適当と認める事業

【補助金の対象とならない方】

1　空き家等の所有者と生計を一にする方又は２親等以内の親族である方
2　空き家等の所有者が補助金を受けようとする団体の役員である方
3　他の補助金を活用している事業(中山道太田宿建造物の保存と修景に関する補助金は除く)
4　市税を滞納している方
5　美濃加茂市暴力団排除条例(以下「条例」という。)第２条第２号に規定する暴力団員である方
6　条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものである方

【その他】

1　市の予算の定める額の範囲内での補助になります。
2　補助申請は事業の実施前に行っていただく必要がある為、事前に産業振興課までご相談ください。

問い合わせ先　　産業振興課営業戦略係　25-2111（内線253）

＜岐阜県地域活性化ファンド事業＞

歴史・自然・文化を活かした観光産業の発展と地場産業のブランド力の向上、さらに地域資源を活用したまちづくり、新しいビジネスの創出・成長の実現のための支援策として、基金「岐阜県地域活性化ファンド」の運用益で地域資源を活用した創業・経営革新につながる多様な取組に対し、助成を行います。

- 対象者　：県内に本社（拠点）を設置して創業を行う方（ただし創業後5年間は県外に本社（拠点を移転しない方に限ります）
- 対象事業：・福祉、健康、教育等の生活密着型サービス、地域社会に貢献できるコミュニティビジネスの創業
  ・独自性の高い技術、サービスをもとに新商品、サービスの開発等を行う創業
- 対象経費：①事業所開設費（事務所、工場の改造、改装に伴う工事費）
  ②機械器具費（購入、修繕費）
  ③事務所運営費（事務所賃借料（共益費除く）、リース料（機械器具費の初期投資対象分）※③のみの申請はできません
- 助成期間：①及び②　・・・　１年
  ③　最長・・・　３年
- 助成率　：①及び②・・・　2分の1以内、または3分の2以内
  ③・・・原則１年間（最長３年間まで）
- 助成限度額：　①及び②・・・　上限300万円、下限50万円
  ③・・・上限100万円/年、下限10万円/年
- 採択要件　◎コミュニティビジネス等の創業
  - 地域資源の（労働力、原材料、技術力等）を活用していること
  - 地域の需要を満たすビジネスであること
  - 利益の追求に加え、地域・社内的な課題解決を目指すものであること

  ◎独自性の高い新技術・サービスの創業
  - 新技術や新サービスのアイデア・企画に独自性または新規性があること
  - 起業家精神旺盛で、創業の基となる経験、知識、組織体制、資金計画、内容やスケジュール等が適正で合理性があること
  - アイデア・企画に競争力やマーケットニーズがあり、対象マーケットに成長力があること

- 問い合わせ先：公益財団法人　岐阜県産業経済振興センター　経営支援部　開発課　窓口担当
  ＴＥＬ：058-277-1083（直通）
- お申込み先　：公益財団法人　岐阜県産業経済振興センター　経営支援部　資金化　助成金担当
  ＴＥＬ：058-277-1080（直通）

＜よろず支援拠点＞

よろず支援拠点は、国により全国４７都道府県に設置された公設のコンサルティング機関です。岐阜県では当センター内に設置されています。中小企業・小規模事業者の頼れるパートナーとして、売上拡大、販路拡大、経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。**ご相談は無料**です。

平成２８年６月から（公財）岐阜県産業経済振興センターの岐阜県よろず支援拠点との連携によるビジネス相談窓口を毎週金曜日の午後１時から午後５時まで、姫Biz事務局（なりわいの巣）内（美濃加茂商工会議所１階）で開設をしています。

岐阜県の「よろず支援拠点」

公益財団法人　岐阜県産業経済振興センター

〒500-8505　岐阜市薮田南5-14-53　ふれあい福寿会館10Ｆ（県民ふれあい会館」

ＴＥＬ：058-277-1088

E-Mail：yorozu@gpc-gifu.or.jp

『よろず支援拠点の具体的な業務』

①総合的・先進的アドバイス	**商工会議所・認定支援機関等では十分に解決できない経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、一定の解決策を提示。フォローアップも実施** （具体的なイメージ例） ● 売上拡大に係る支援（企業の強みを分析し、新たな顧客獲得等につなげるアドバイス、首都圏、海外等への進出支援等） ● 他の機関が対応しない、再生・経営改善案件への丁寧な対応 ● 起業経験等を活かした現場改善（生産性向上）に係るアドバイス等
②支援チーム等編成支援	**中小企業・小規模事業者の課題に応じた適切な支援チームの編成を支援（チーム編成、支援、フォローアップを実施）支援チーム編成のため、複数の支援機関、公的機関、企業ＯＢ等の「支援専門家」や大学・大企業等の事業連携の相手先等と調整を実施。** （具体的なイメージ例） ● 中小企業が抱える複数の経営課題（会計書類の未整備、売上低迷、資金繰りの悪化等）に対し、適切な支援ができる支援機関・専門家（税理士、診断士、金融機関、企業ＯＢ等）による支援チーム編成を指導。 ● 課題解決に具体的なリソースを提供する大企業、大学、病院等とのビジネスベースでの連携を支援
③ワンストップサービス	**支援機関等との接点が無く相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じる。①と②により支援を実施するほか、相談内容に応じて、支援機関・専門家を紹介する等、適切な支援が可能なものへつなぐ。**

＜ミラサポ＞

平成25年より、中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」を開設しました。

ミラサポは、国や公的機関の支援情報や支援施策を、わかりやすく提供するサイトです。
また、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場でもあります。

- ミラサポの主な機能

① 国や公的機関の支援情報・支援施策をわかりやすく提供しています。一部の補助金については電子申請昨日の活用できます

② 創業、海外展開などをテーマ別に、先輩経営者や専門家との情報交換ができる場（コミュニティ）を提供しています。ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることもできます。

③ 分野ごとの専門家データベースから、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、オンライン上で相談できます。地域プラットフォームを利用して、サイト上で専門家の派遣を依頼することもできます

- ミラサポのホームページ

https:/www.mirasapo.jp

- お問い合わせ先

中小企業庁　経営支援課

ＴＥＬ：03-3501-1763（直通）

⑥ 関係機関の連絡先

機関名		電話番号	所在地
美濃加茂市役所（0574-25-2111）	産業振興課	内線（261）	美濃加茂市太田町3431-1
	税務課	内線（212）	
	市民課	内線（225）	
	姫Biz事務局	0574-57-9331	美濃加茂商工会議所１階
岐阜県庁	商業・金融課	058-272-8389	岐阜市薮田南2-1-1　岐阜県庁11階
関税務署		0575-22-2233	関市川間町2番地
中濃保険所		0574-25-3111	美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1
美濃加茂市公共職業安定所		0574-25-2178	美濃加茂市深田町1丁目206-9
日本年金機構美濃加茂年金事務所		0574-25-8181	美濃加茂市太田町2910-9
関労働基準監督署		0575-22-3251	関市西本郷通3-1-15
美濃加茂商工会議所		0574-24-0123	美濃加茂市太田本町1-1-20
日本少子化ネットワーク		0574-50-2256	美濃加茂市蜂屋町伊瀬751-2
ソフトピアジャパン		058-277-1080	大垣市加賀野4-1-7
十六銀行	美濃加茂支店	0574-26-0161	美濃加茂市太田町後田1751-4
	古井支店	0574-25-4116	美濃加茂市森山町4-4-5
東濃信用金庫	美濃加茂支店	0574-25-3145	美濃加茂市太田町3520-6
	古井支店	0574-25-3148	美濃加茂市森山町1-5-12
	山手支店	0574-27-1151	美濃加茂市山手町3-20-1
大垣共立銀行	美濃加茂支店	0574-25-2108	美濃加茂市太田町1890
岐阜信用金庫	美濃加茂支店	0574-27-2511	美濃加茂市古井町字下古井453
岐阜商工信用組合	美濃加茂支店	0574-26-3255	美濃加茂市古井町下古井254
関信用金庫	加茂野支店	0574-26-6166	美濃加茂市加茂野町今泉1554番地6
岐阜県信用保証協会	本店企画部	058-276-6314	岐阜市薮田南5-14-53県民ふれあい会館12F
日本政策金融公庫	岐阜支店	058-263-2136	岐阜市吉野町6-31
岐阜県産業振興センター		058-277-1088	岐阜市薮田南5-14-53県民ふれあい会館10F
ミラサポ		03-3501-1763	